

市税、国民健康保険料および一部負担金、後期高齢者医療保険料および一部負担金、介護保険料、居宅介護サービス費負担額、各種保育料の減免

問合先

税務課 ☎35-3136 広報ID 1009961
 市民課 ☎35-3137 広報ID 1009974
 広報ID 1009976
 高年介護課 ☎35-3178 広報ID 1003312
 子育て支援課 ☎35-3140 広報ID 1005270

被災者の市税などの減免や徴収猶予などの制度があります(被害の程度に応じて減免の割合などが異なります)。

◎市税

- ・1年以内の期間の市税徴収猶予
- ・平成31年度市県民税の雑損控除(事業用資産などの損失を除く災害復旧に要した経費)による減額
- ・被災した土地・家屋(床下浸水を除く)・償却資産に係る固定資産税の減免

◎国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

- ・住宅が被災(床下浸水を除く)などした被災者の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免
- ・被災者の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の徴収猶予

◎国民健康保険一部負担金・後期高齢者医療保険一部負担金

- ・住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた方などの一部負担金(医療機関等窓口での支払い)の免除

◎介護保険料

- ・住宅が被災(床下浸水を除く)などした被災者の介護保険料の減免
- ・被災者の介護保険料の徴収猶予

◎介護保険居宅介護(介護予防)サービス費の負担額

- ・住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負われた世帯に属する者のサービス負担額の免除

◎各種保育料

- ・住宅が被災(床下浸水を除く)した被災者の保育園保育料などの減免

各種証明書取得の手数料の減免

問合先

税務課 ☎35-3136 広報ID 1009964
 市民課 ☎35-3137 広報ID 1000373
 建築住宅課 ☎35-3159 広報ID 1001079

被災者の各種手続きに必要な証明の手数料を減免します。申請時にお申し出ください。

- ・納税、資産証明書などの税証明
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書などの証明
- ・被災家屋が建築確認済みであることの証明

このほか国民年金保険料や県税など国や県にも減免制度などのさまざまな支援制度があります。詳しくは各関係機関にお問い合わせください。

災害に便乗した詐欺に注意してください

大きな災害が発生すると、被災者を狙ったさまざまな犯罪が発生することがあります。次の点に注意してください。

- ・不必要に個人情報を知らない人に伝えないようにしましょう。
 - ・強引な勧誘や契約にはすぐに返事をしないようにしましょう。
- ※不審な電話や消費生活で不安なことがあった場合はご連絡ください。

問合先

市消費生活センター(協働推進課内)
☎35-2030

義援金の受付

義援金は9月30日まで市役所福祉課および各支所で受け付けています(土日祝日を除く)。

また、下記のとおり義援金口座を開設しています(振込手数料はご負担ください)。

郵送の場合は市役所福祉課あて現金書留封筒に「高山市豪雨災害義援金」と記入しお送りください。

※義援金の郵送料は無料となりますので、郵便局の窓口にてお申し出ください。

◎義援金振込口座

飛騨農業協同組合高山支店 普通 0066753

◎口座名義

タカヤマシゴウウサイガイギエンキン タカヤマシチョウ クニシマミチヒロ
 高山市豪雨災害義援金 高山市長 國島芳明